

大分建設新聞社

2020年10月29日掲載

さらなる平準化を

大建協 土木委が8項目を要望

県と意見交換



大庭委員長があいさつ
津恵造参事監が災害対応などに感謝を述べ、「災害査定は4割程度終えたが、12月までかか

県建設業協会土木委員会は27日、大分市内で県土木建築部建設政策課などとの意見交換会を開いた。協会から担当副会長の井原昭文副会長、オプザーバーの渡辺隆次副会長をはじめ、各委員などが出席。施工時期の平準化と適正な工期設定、書類の簡素化など8項目について要望した。

大庭浩司土木委員長が「災害からの復旧をしていかなければならないが、県も設計や発注など、可能な限り私たちに相談をしていただきたい。建設業協会は、地域の守り手として、発注者と一緒に活動をしていく」、建設政策課長の島

る。年明けから年度末まで、ある程度の工事を発注することになるので、協力をお願いする」となどあいさつ。

委員会側から、①施工時期の平準化と適正な工期設定②書類の簡素化③実態に即した設計積算④円滑な工事着手⑤設計業務等の委託成果品⑥工事成績評定点⑦ICT施工の推進⑧コンクリートブロック積工（谷積）の大型ブロック積（布積）化の8項目について要望し、県からの回答なども含め、お互いに意見を交

わした。

要望事項の詳細は次の通り。

①担い手不足も平準化が進めば、年間を通じた労働力の均一化が進み、改善できると期待している。若者の入職のため、フレックス制度などの余裕工期制度も積極的に取り入れながら、週休2日が確保できる適正な工期設定が不可欠。

②創意工夫の現場で実施した項目は、報告書を提出しないという評価されないのか。材料で特殊性のないものは、材料業者の事務作業も増えるので、材料承認の手続き（掲示など）をある程度省略できないか。

③実態と設計内容が合っていないため、当初予定されていない作業や経費が発生し、受注者の負担が増す事案が発生している。現場を踏査した十分な事前調査の徹底と現場条件に合った設計や単価

設定を

④支障物件があるため着工できないことがある。電柱などは移設に3ヵ月程度要することもあり、構造物の施工ができない場合や、全体工程に影響が出ることがある。事前に調整や確認を確実に先行し、円滑に工事着手ができる発注を。また、電柱の移設など仕様書の現場条件の中に移設の時期などを明記し、期日までに執行できない場合は工事中止などの措置を

⑤設計委託業務の成果品の質が、公共工事の品質と与える影響は大きい。設計不備が施工段階で発見された場合は、工事の品質低下、予定外の経費や日数が発生する。改正品確法の趣旨を踏まえ、三者会議の積極的な活用や第三者による妥当性確認、設計段階からの施工業者との連携など、設計委託品の品質確保を

⑥出来形管理などで、延長が短く測点数が少ない現場

は、管理点数を満たさないため、管理点数が多い現場と差が出る。また、工程によってスタートが異なるため、工程間の不公平が生じる。工程や現場によってスタート時点で差が出ないよう、工事成績評定点の運用方法について再考を

⑦ICT施工の推進は極めて重要と考えるが、初期投資が大きいことや専門技術を持つ人材不足の観点から、普及はなかなか進まない。県としても、どの時期にどのレベルまで到達することを目標としているのか、またどういう手段やプロセスで普及させていくのか、今後のロードマップを示してほしい

⑧石工が高齢化のため不足し、災害多発で河川工事などが集中する中、協会の各支部からも強い要望案件。通常工事を含め、さらなる要件緩和について検討を。

(大嶋)